

日本 I C I D 協会若手かんがい排水技術者
フォーラム作業部会（WG-Y P F）細則

令和 3 年 6 月

日本 I C I D 協会若手かんがい排水技術者 フォーラム作業部会（WG-Y P F）細則

（名称）

第 1 条

本会は、日本 I C I D 協会若手かんがい排水技術者フォーラム作業部会（Working Group on Young Irrigation Professionals Forum : WG-Y P F）と称する。

（目的）

第 2 条

本会は、日本 I C I D 協会内に設立し、次に掲げる若手かんがい排水技術者の啓発を目的とする。

- (1) かんがい、排水、洪水調整、環境分野等の若手専門家の知識及び情報を交換し、より広い知識の取得と情報の普及を促すとともに、当該分野について高い水準の専門教育を推進する。
- (2) 当該分野に関心を抱く若者に対して、国内だけでなく国際的なネットワークを強化する。
- (3) I C I D の役割、目的、機構、憲章及び細則を若手専門家に浸透させる。

（事業）

第 3 条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員間の交流及び情報交換を目的とした定例会の年 1 回以上の開催
- (2) I C I D 総会及びアジア地域会議等での論文発表の支援
- (3) I C I D 国際執行理事会への代表者の派遣
- (4) 他国の WG-Y P F との交流及び情報交換
- (5) その他 WG-Y P F のメンバーを中心に検討及び議決された活動等

（会員）

第 4 条

本会の会員は、第 2 条の目的に賛同し、前条の諸事業に参加又は協力する者で、以下の各号を満たす者とする。

- (1) かんがい排水分野及びこれに関連する分野の研究者又は技術者であること。
- (2) 年齢は 40 歳以下であること。
- (3) 日本 I C I D 協会の会員であること。

（会費）

第 5 条

本会の会員は、日本 I C I D 協会規約第 5 条に則り、毎年度会員の種別に応じた会費を拠出しなければならない。

(代表及び副代表)

第 6 条

1. 日本 I C I D 協会規約第 12 条に則り、本会に次の役員を置く。
代表 1 名
副代表 2 名
2. 代表及び副代表は、定例会において、本会の会員より選任する。

(代表及び副代表の任務)

第 7 条

1. 代表は本会の会務を総理する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表が欠けたときはその職務を行う。

(代表及び副代表の任期)

第 8 条

1. 代表および副代表の任期は 2 年とする。ただし、定例会での承認を得た上での再任を妨げないこととする。
2. 任期途中で就任した代表又は副代表の任期は、その時点で在任中の他の代表又は副代表の残任期間とする。
3. 代表及び副代表は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局)

第 9 条

1. 本会に事務局を置く。
2. 事務局は、日本 I C I D 協会事務局が兼ねるものとする。

(その他)

第 10 条

本細則に定めなき事項については、定例会の議決を得て定めるものとする。

附 則

1. この細則は、平成 14 年 6 月 10 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 22 日改正)

1. この細則は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。